

参加者の有無を確認する公募手続に係る
参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年5月26日

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局
千曲川河川事務所長 浅見 和人

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

河川において、依然と水難事故が発生している。また、千曲川では、かわまち事業の進捗により水辺での利用が増加することが予想される。そこで、安全河川の利用の対策が必要となる。

本業務は、千曲川における水辺での利用を促進するため、安全対策として、千曲川沿川の子供や行政職員を対象とした水辺安全講習会を開催することによって、安全な河川利用を目指すものである。

本業務の実施にあたっては、千曲川沿川の子供や行政職員を対象とした水辺安全講習会を開催することから、水辺活動の安全に関する講座又は講習会、水辺活動の指導者などの育成に関する講座・講習会の実績を有し、水辺活動の安全に関する講習プログラムに有するなど水辺活動の安全に関する専門知識を有していることが必要不可欠である。このことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。応募の結果、応募者がいない場合若しくは4. 応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和7年度千曲川水辺安全講習会に関する業務

(2) 業務内容

- ・計画準備
- ・現地調査
- ・子供を対象とした水辺安全講習会
- ・行政職員を対象とした水辺安全講習会
- ・報告書作成

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和7年11月28日まで

3. 業務目的

本業務は、千曲川の沿川の子供や行政職員を対象とした水辺安全講習会の開催するものである。

4. 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
- ⑤ 参加意思確認書の提出期限の日から見積合せの時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している

者でないこと。

- ⑧ 説明書の交付を直接受けた者であること。

※ 交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。

・ 当局から書面又は郵送により交付を受けた者

- (2) 技術力に関する要件

水辺活動の安全に関する講習プログラムを有するなど水辺活動の安全に関する専門知識を有していること。

- (3) 業務執行体制に関する要件

川に学ぶ体験協議会が認定するRACトレーナーなど水辺、水辺活動に関して幅広い知見を有する講師を配置できること。

- (4) 業務実績に関する要件

- ① 水辺活動の安全に関する講座又は講習会の実施の実績を有していること。
- ② 水辺活動の指導者などの育成に関する講座又は講習会の実施の実績を有していること。

5. 手続等

- (1) 担当課

〒380-0903

長野県長野市鶴賀字峰村74

北陸地方整備局 千曲川河川事務所 経理課 契約係

電話：026-227-7612（内線223）

Email：chikuma-geps@hrr.mlit.go.jp

- (2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間：令和7年5月26日（月）から令和7年6月19日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

交付場所：上記 5.（1）に同じ

交付方法：交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は窓口で書面での交付を行う。ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、あらかじめ5.（1）へ事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者は、記録媒体（CD-R等）を5.（1）へ郵送（着払い・交付希望者の負担）又は持参すること。

- (3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和7年6月19日（木）17時00分

提出場所：5.（1）の交付場所に同じ。

提出方法：郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参にて提出すること。ただし、押印を省略した確認書等については、電子メールによる提出を認める。なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担

当者」の氏名及び連絡先を確認書等に必ず記載し、送信後、着信確認を実施すること。詳細は入札説明書による。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
5. (1) の交付場所に同じ。

- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出要請する際の提出予定期限
令和7年7月10日（木）17時00分

- (4) 資格未認定の者の入札参加

上記4(1)②に定める令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の認定を受けていない者も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

国土交通省競争参加資格の認定がなされた場合は、企画提案書提出の前までに「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを提出すること。

- (5) 詳細は説明書による。

以 上